

第95回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成31年2月18日(月)午後2時00分
- 2 開会の日時 平成31年2月18日(月)午後1時54分
- 3 閉会の日時 平成31年2月18日(月)午後3時11分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席14名 欠席 3名

| 議席番号 | 委員名 | 出欠の別 | 議席番号 | 委員名 | 出欠の別 |
|------|-------|------|------|--------|------|
| 1 | 秋山 幸江 | 出席 | 会長 | 黒田 栄三郎 | 欠席 |
| 2 | 荒井 隆文 | 出席 | 11 | 河本 和彦 | 出席 |
| 3 | 池上 克己 | 出席 | 12 | 小橋 久宣 | 出席 |
| 4 | 浦上 和己 | 欠席 | 13 | 小林 弘幸 | 出席 |
| 5 | 遠藤 茂 | 欠席 | 職務代理 | 柴田 一郎 | 出席 |
| 6 | 賀門 義和 | 出席 | 15 | 中山 順市 | 出席 |
| 7 | 河田 敬司 | 出席 | 16 | 信定 知福 | 出席 |
| 8 | 國定 豪 | 出席 | 17 | 安田 久子 | 出席 |
| 9 | 久山 優 | 出席 | | | |

6 農業委員以外の出席者

| | |
|----------------|--------------|
| 事務局 担当局長 森本 章男 | 参事監 箕浦 勝宏 |
| 総務・農政担当課長 倭 信幸 | 農地担当課長 佐藤 孝司 |
| 担当課長補佐 竹田 了久 | 農地担当係長 奥山 英明 |
| 副主査 柴田 美佳 | |

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について(地上権の設定)
- (3) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (4) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (5) 農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請について
- (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)
- (7) 農地の競売に対する買受適格証明願(耕作目的)について
- (8) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について

- (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
- (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
- (5) 農地改良届について
- (6) 転用事業計画変更承認届について

第2号議案 農政関係等について

9 議事録署名委員の番号及び氏名

1番：秋山 幸江 17番：安田 久子

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第95回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。1番 秋山 幸江委員、
17番 安田 久子委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長 (議案訂正等の説明)

1月の諮問案件について報告します。建部町西原及び南区藤田の農地改良の一時転用申請については、1月28日に岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申がありましたので、それぞれ許可指令書を交付しています。

議 長 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 1ページ1番、受人は大窪に居住し、世帯で約32アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により大窪の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、受人は吉宗に居住し、約49アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により吉宗の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、受人は田原に居住し、世帯で約55アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により田原の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は松尾に居住し、世帯で約99アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により芳賀及び松尾の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受人は一宮に居住し、世帯で約66アールの農地を耕作する農業者ですが、借入地の取得により一宮の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は芳賀に居住し、世帯で約2.6ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により芳賀の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、1番から6番の6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 1ページ7番、受人は総社市門田に居住し、世帯で約52アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により大井の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関

係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は平山に居住し、世帯で約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により平山の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は苔山に居住し、世帯で約1.1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により苔山の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は大井に居住し、世帯で約14.9ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により東山内の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ11番、12番は関連がありますので、併せて説明します。

11番の受人は下土田に居住し、世帯で約36アールの農地を耕作する農業者で、12番の受人は総社市長良に居住し、世帯で約1.6ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、お互いの下土田の畑と田を交換し、所有権移転しようとするものです。

いずれも、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は倉敷市西中新田に居住し、世帯で約66アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により川入の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

次に、別紙の追加議案をご覧ください。追加議案1番から3番までは関連

がありますので、併せて説明します。

追加議案 1 番、受人は撫川に居住し、世帯で約 2.5 アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により撫川の田に 3 年間使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積 30 アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

追加議案 2 番の受人は 1 番と同じで、世帯で約 2.5 アールの農地を耕作する農業者で、追加議案 3 番の受人は撫川に居住し、世帯で約 1.1 ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、お互いの耕作を便利にするため撫川の田を交換し、所有権移転しようとするものです。

いずれも、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 30 アールを超えている又は超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、7 番から 13 番及び追加議案 1 番から 3 番までの 10 件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 2 ページ 14 番、受人は御津紙工に居住し、世帯で約 2.6 アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により御津紙工の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 20 アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で 14 番の 1 件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 ２ページ１５番、受人は中畦に居住し、世帯で約１．５ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により西畦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積５０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

１６番、受人は箕島に居住し、世帯で約１．４ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により箕島の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積５０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

１７番、受人は中畦に居住し、世帯で約１．６ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により中畦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積５０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

１８番、受人は藤田に居住し、世帯で約１ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により中畦及び藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積５０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

１９番、受人は西高崎に居住し、世帯で約１０アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により西高崎の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積５０アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

２０番、２１番は関連がありますので、併せて説明します。

20番の受人は西七区に居住し、世帯で約15.2ヘクタールの農地を耕作する農業者です。21番の受人は迫川に居住し、世帯で約32アールを耕作する農業者です。お互いの耕作を便利にするため西七区の田を交換し、所有権移転しようとするものです。

21番については、下限面積50アールを超えませんが、交換の相手方である20番の経営面積が下限面積50アールを超えており、耕作利便の良くなる交換であることから、農地法施行令第2条第3項第2号に該当し、例外的に許可が可能であると考えます。

また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で15番から21番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（1）については、中・中央地区1番から南区21番まで及び北・吉備地区で追加の1番から3番までの24件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等（2）農地法第3条の規定に基づく許可申請について、地上権の設定についての審議に入ります。それでは、南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 4ページ1番、前回保留となった案件ですが、取り下げになっています。

議長 お聞きのとおり、取り下げとのことですよ。

議長 次に申請等（3）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。それでは、中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長

5 ページ 1 番、転用目的は農家住宅の敷地拡張です。申請人は、牟佐に居住していますが、居住地の北側に位置する道路が建築基準法上の進入路として指定されていましたが、公図上では水路となっており、誤って指定されていたことが判明しました。また、子どもが隣接宅地に住宅を建築するため、現在、申請人が使用している南側の進入路を子どもが利用することになりました。そのため、申請人宅で利用できる進入路がなくなってしまうこととなり、その状態を解消するために申請地を進入路として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが 10ヘクタール以上の 1 種農地と判断されますが、集落に接続した住宅に該当し、自身の土地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2 番、転用目的は貸露天駐車場で、永久転用目的の一時転用申請です。転用期間は、許可日から三年間です。申請人は、国立病院周辺に病院職員用及び調剤薬局用の貸露天駐車場を開設していますが、利用顧客が増え手狭な状態となっているため、申請地を一時転用して貸露天駐車場に転用しようとするものです。

申請地は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3 番、平成 30 年 12 月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、檜津の次男所有の住宅に家族 7 人で居住していますが、手狭となり不便となったため、申請人所有の申請地に自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には、次男家族 5 人がそのまま居住します。

農地区分は、農地の広がりがあるが 10ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、1 番から 3 番までの 3 件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からをお願いします。

奥山係長 5 ページ 4 番、転用目的は、農地改良のための一時転用です。申請人は赤磐市に本店を置く農地所有適格法人ですが、岡山県農地中間管理機構を通して利用権を設定している申請地を農地改良し、いちごハウスに利用しようとするものです。農地改良期間は、平成 31 年 3 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までです。

申請地は農用地ですが、農地改良の一時転用であり、例外的に許可が可能で
す。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で 4 番の 1 件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 5 ページ 5 番、前回保留となった案件ですが、取り下げになっています。

6 番、平成 30 年 12 月農振除外済みの案件で、転用目的は露天資材置場
です。申請人は、藤田に居住し農業兼リフォーム業を営んでいます。自宅
に事務所を置き、自宅敷地の一部を資材置場としていますが、事業用の車両
を駐車すると資材置場が不足するため、自宅から近い自己所有の農地を露天
資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが 10ヘクタール以上で高性能の農業機械によ
る営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した業務上必要な施設に該当し、
自己所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・
被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの
意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、5 番から 6 番の 2 件について協議したところ、事務局説明の
とおりで、5 番は取り下げ、6 番については、許可意見としており、農業委員
としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（３）については、中・中央地区１番から南区６番までの６件の内、取り下げの５番を除く５件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等（４）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。それでは、中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 ６ページ１番、２番は、同じ地域ですので、併せて説明します。いずれも、平成３０年１２月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。

１番、申請人は辛川市場の借家に家族３人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、現住居から近く生活環境が変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

２番、申請人は津高の借家に家族４人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近く両親の協力が得られやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

３番、平成３０年５月農振除外済みの案件で、転用目的は町内会集会所です。現在、田原町内会には、５か所の小地区があり、内４か所は集会所が整備されていますが、１か所については集会所が無く隣接地区の集会所を借りて利用しています。そのため、申請地に使用貸借権を設定し、田原地区町内会の集会所を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

４番、転用目的は、露天資材置場兼露天駐車場です。申請人は昭和５７年に設立され、矢坂本町に本店を置き、建設業を主な事業としています。現在所有する資材置場が手狭になったため、本社に近く、また、所有する資材置場にも近く利便性が良いことから申請地を所有権移転し、転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、農

地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番から8番までは同じ地域ですので、併せて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

5番、申請人は、田中の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫婦の勤務地から近く、通勤に便利である申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人は、久米の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務地から近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

7番、申請人は、福田の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の実家が近く両親の協力が得られやすく、また、妻の勤務地から近い申請地を所有権移転し、新たに自己住宅を建築しようとするものです。

8番、申請人は、津島桑の木町の官舎に家族3人で居住していますが、夫の実家が西日本豪雨で被災したことを機に2世帯で生活することを計画し、現住居では手狭となるため、夫婦の勤務地が近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、転用目的は自己住宅です。申請人は、中区中井の持ち家に家族6人で居住していますが、都市計画道路竹田升田線の事業計画により岡山市に収用されるため、夫婦の勤務地へ近く便利の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、北長瀬駅から300m以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、芳賀の実家に家族6人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近く両親の協力が得られやすく、また、両親の介護や実家の農業を手伝うのに便利な申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅に該当し、父所有の土地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、1番から10番までの10件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 7ページ11番、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、総社市総社三丁目の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、実家に近く農業の手伝いをするのに便利で、お互いに助け合うのに都合の良い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅に該当し、父所有の土地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は自己住宅です。申請人は、庭瀬の借家に家族3人で居住していますが、子どもが生まれて手狭になったため、勤務先及び実家の近隣で便利の良い祖父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は分家住宅です。申請人は、下中野の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、実家に近く農業の手伝いにも便利で、将来両親の面倒を看るのにも都合の良い祖父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しよ

うとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅に該当し、祖父所有の土地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、転用目的は自己住宅です。申請人は、平野の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、11番から14番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 7ページ15番、転用目的は、自己住宅です。申請人は、中区平井五丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、申請人の妻の実家に近く便利の良い義父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、15番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 7 ページ 16 番、前回保留となった案件ですが、取り下げになっています。

8 ページ 17 番、18 番は同じ地域ですので、併せて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

17 番、申請人は、当新田の官舎に夫婦 2 人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先に近くなり、夫婦の実家への交通アクセスの良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

18 番、申請人は、妹尾の借家に家族 3 人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、勤務先と妻の実家に近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり が 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19 番、平成 30 年 12 月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、藤田の妻の実家で妻の父・妹と同居していますが、住居が手狭になったため、妻の実家に隣接し農業後継者として技術習得するのに都合の良い妻の父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、妻の実家には引き続き、妻の父と妹が居住します。

農地区分は、農地の広がり が 10 ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、妻の父の所有地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20 番から 25 番は同じ地域で関連がありますので、併せて説明します。いずれも、平成 30 年 12 月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。

20 番、申請人は、当新田の借家に夫婦 2 人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

21 番、申請人は、築港栄町の社宅に夫婦 2 人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

22番、申請人は、福富西三丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

23番、申請人は、玉野市東紅陽台二丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

24番、申請人は、青江の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫の勤務先に近く、妻の姉の家にも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

25番、申請人は、千鳥町の借家に家族4人で居住していますが、手狭になったため、夫婦それぞれの勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

26番、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、藤田の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家と勤務先に近く農業するのもにも協力して生活するのにも都合の良い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

27番から37番は同じ地域に関連がありますので、併せて説明します。転用目的はすべて自己住宅です。

27番、申請人は、平野の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、勤務先と実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

28番、申請人は、福富西三丁目の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

29番、申請人は、松浜町の借家に家族3人で居住していますが、家財

道具が増え手狭になったため、勤務先と妻の実家に近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

30番、申請人は、西長瀬の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先と兄の家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

31番、申請人は、青江の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家と勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

32番、申請人は、今保の借家に家族3人で居住していますが、手狭になったため、妻の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

33番、申請人は、倉敷市大島一丁目の官舎に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先と妻の実家に近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

34番、申請人は、倉敷市高須賀の実家に両親と3人で居住していますが、結婚を機に新居を構えるため、勤務先に近くなり実家への交通アクセスも良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には引き続き両親が居住し、夫の持家は売却処分します。

35番、申請人は、いずみ町の官舎に家族3人で居住していますが、建物の老朽化により生活が不便なため、妻の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

36番、申請人は、平田の借家に家族4人で居住していますが、手狭になったため、妻の勤務先と妻の実家に近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、融資証明書の提出が間に合わなかったため、協議会では、保留意見となっています。

37番、申請人は、大福の借家に家族4人で居住していますが、手狭になったため、妻の勤務先に近くなり生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、36番を除き転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

38番、転用目的は永久転用目的の一時転用の露天資材置場です。申請人は、昭和49年に設立され、箕島に本店を置き、通信・電気工事業を主

な事業としていますが、事業の拡大に伴い資材置場が不足しているため、国道に接しており資材の搬出入の都合が良い申請地に賃借権を設定し、露天資材置場として一時転用しようとするものです。一時転用期間は許可日から3年間です。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

荒井委員 南区協議会で、16番から38番までの23件について協議したところ、事務局説明のとおりで、16番は取り下げ、36番は保留意見、その他の21件については、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(4)については、中・中央地区1番から南区38番までの38件の内、取り下げの16番及び保留意見の36番を除く36件を許可、36番を保留と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等(5)農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 11ページ1番、農地の賃貸借の解約の許可申請です。申請理由は、賃借人の死亡後、耕作してきた賃借人の二男が高齢のため、農地の返還を申し出たところ、賃貸人は了承しましたが、賃借人の相続人の中に所在不明の者が存在したため、合意解約することができず申請に至ったものです。

申請を受け、申請人双方に賃貸借契約の実態について聞き取りを行ったところ、実際には30年前に農地の返還がなされており、小作料の支払いは農地の返還以降なかったこと、また、賃貸借契約自体も締結されていた認識をもっていなかったとの証言が双方から得られました。

この証言により、双方において賃貸借契約の認識はお互いになく、また農

地の返還も30年前に終了しており、小作料の支払い実態もないことから、本契約を職権削除として処理することとしております。

議長 　　ただいま報告がありました。何かご意見がありますか。

全員 　　異議なし。

議長 　　それでは申請等（5）については、事務局説明のとおり、職権抹消とします。

議長 　　次に申請等（6）岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 　　12ページ中・中央地区1番から19ページ南区3番までですが、農地中間管理機構が貸付希望の農家から中間管理権を設定するための利用権設定です。合計面積は、164,373.60㎡、新規が54件となっています。

　　以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法18条3項の各要件をみたしていると考えられ、各地区協議会では原案どおり承認意見となっています。なお、中間管理機構が中間管理権を設定して借り受けた農地については、このあと機構が担い手へ貸し付けを行うために「利用配分計画」を作成し、岡山県の認可を受けて公告後、担い手との貸し借り開始予定です。今回の計画は、4月30日からの貸借開始と聞いています。

議長 　　説明がありました。何かご意見がありますか。

全員 　　異議なし。

議長 　　それでは申請等（6）については、中・中央地区1番から南区3番までの54件を原案どおり決定してよろしいか。

全員 　　異議なし。

議長 　　それでは、そのように決定いたします。

議長 　　次に申請等（7）農地の競売に対する買受適格証明願（耕作目的）についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 　　20ページ1番から5番までの5件で、いずれも増反を目的に競売農地を取得しようとするものです。対象農地は1番、2番が内尾、3番から5番が西高崎です。1番、2番は入札期間が2月14日まででしたので、2月8日に競売審査委員会を開催しました。

　　耕作地を確認した結果、いずれも適切に耕作されていると判断され、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問

題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たすものと判断されましたので、買受適格証明書を交付したことを報告します。

次に、3番から5番は、入札期間が3月7日から3月14日までのもので、議案の審議をお願いします。

3番、申出人は西高崎に居住し、世帯で約7ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により西高崎の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、申出人は西高崎に居住し、世帯で約10.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により西高崎の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、申出人は内尾に居住し、世帯で約8.8ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により西高崎の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、1番、2番を除く3番から5番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等（7）1番、2番を除く3番から5番までの3件については、いずれも適格者と認めてよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等（８）農地法第３条の３第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 ２１ページ中・中央地区１番から２６ページ南区１７番までの１７件で、権利の種類及び内容をご覧のとおりで、いずれも相続による所有権取得です。あつせん希望はありません。各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありました。申請等（８）の１７件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、２７ページ１番から９番までの９件です。転用目的は、露天駐車場３件、物置１件、共同住宅２件、貸住宅１件、長屋建住宅１件、共同住宅・貸住宅１件で専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、２８ページ１番から３０ページ２０番までの２０件です。転用目的は、共同住宅１件、分譲住宅地５件、建売住宅１件、宅地造成１件、露天駐車場４件、事務所兼工場１件、住宅用地１件、通路１件、敷地拡張１件、貸し露天駐車場１件、事務所・保育園１件、道路敷拡張２件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については３１ページ１番から３３ページ１３番までの１３件で、解約理由はいずれも耕作目的です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、３４ページ１番から３番の３件で、内容は農業用倉庫及び通路１件、農業用露天駐車場１件、農業用倉庫１件です。

次に報告（５）農地改良届については、３５ページ１番から２番の２件で、内容は、果樹園１件、育苗圃１件です。

最後に報告（６）転用事業計画変更承認届については、３６ページ１番の１件で、転用目的を露天資材置場から分譲住宅地に変更するものです。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 異議なし

議 長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。
続きまして、第2号議案、農政関係等について事務局から説明を
お願いします。

事務局 1. 農業委員、推進委員の研修（勉強会）の実施について、2. 耕作放棄地
再生作業の運用（見直し）等について及び3. 来年度の総会・協議会開催予定
について説明した。

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議 長 その他、何かありますか。

事務局 (1) 次回総会予定（3月18日（月）市役所7階大会議室）

柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとう
ございました。

閉会 午後3時11分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員